

岩手県告示第570号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸南沿岸小谷鳥農地海岸小谷鳥地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

平成30年7月20日

岩手県知事 達 増 拓 也